

林業・木材産業改善資金の基本的事項

1 基金の名称

林業・木材産業改善資金

2 基金の造成額（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

貸付勘定	200, 132 千円
業務勘定	2, 537 千円
合 計	202, 669 千円

3 貸付勘定の国費相当額（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

国費相当額	133, 087 千円
-------	-------------

※業務勘定から貸付勘定に繰り入れた運用益のうち、国費(2/3)に相当する額を含む。

4 貸付残高（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

貸付残高	62, 976 千円
------	------------

5 基金事業等の概要

林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業従事者・木材産業者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し、県が無利子で貸付を行うもの。

6 申請方法

借受申請者は、「林業・木材産業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）」、「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」及び「林業・木材産業改善措置に関する計画書」を借受申請者の住所地を所管する森林組合、木材協同組合を経由して知事に提出する。（福島県林業・木材産業改善資金貸付規則第 5 条及び福島県林業・木材産業改善資金事務処理要領第 3 条）

7 申請期限

貸付申請書等の提出期限は、以下のとおりとする。

（福島県林業・木材産業改善資金事務処理要領第 6 条）

貸付期別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
提出期限	5 月 6 日	8 月 5 日	1 0 月 5 日	1 月 5 日